

Contents

特許侵害

化粧料に関する特許権侵害に基づく損害に関し詳細な認定・ 判断を示した事例

9

大阪地裁(第21民事部)令和2年1月16日判決[毛髪化粧料事件]

密決取消

重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用した液晶表示素子に関する 発明について特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例 知財高裁(3部)令和2年1月30日判決[液晶表示素子事件]

Ð

商標

商標出願に係る紛争の存在と商標法4条1項7号の適用(消極)

知財高裁(4部)令和2年1月29日判決[Goodwear事件]

•

4 著作権

著名な芸術家に対する著作権侵害における使用料相当額算定に係る考慮要素 大阪地裁(第21民事部)令和2年1月14日判決[ブロンズ像複製事件]

(2)

5 不競法

周知性の消滅を否定し不正競争行為(不競法2条1項1号)該当性を肯定した事例 大阪高裁(第8民事部)令和2年1月10日判決〔殺菌料製剤事件控訴審〕

•

6 執筆情報のご案内

Ð

化粧料に関する特許権侵害に基づく損害に関し詳細な認定・ 判断を示した事例



長谷部 陽平 Yohei Hasebe

大阪地裁(21部)令和2年1月16日判決(大阪地裁平成29年(ワ)第6334号)裁判所ウェブサイト[毛髪化粧料事件]

→裁判例はこちら

本件は、名称を「非水系毛髪化粧料および毛髪処理方法」とする発明についての特許権(「本件特許権」)を有する原告Xが、被告Yらに対して、Yらによる毛髪化粧料(「被告製品」)の製造販売が本件特許権を侵害するとして、被告製品の製造、販売の差止め及び廃棄、並びに損害賠償を請求した事案です。関連する特許無効審判請求の経緯等を踏まえ、最終的に本件の主な争点は損害論に絞られ、大阪地裁は損害に関し以下の判断を示しました。

(1)返品の取扱

特許権侵害期間の出荷分に返品があり、その返品に係る 売上金額が計上されない場合には、被告らにそれに相当す る利益があったといえないことは明らかである。したがって、特 許法102条2項の利益の額の算定に当たっては、上記期間の 出荷分に返品があった場合には、売上金額の算定に当たっ て、返品に係る売上金額を控除すべきである。

(2)バルク原価

バルク原価のうち「原料原価」及び「調合光熱費」は、その性質上、被告らにおいて被告製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に当たる。

他方、バルク原価のうち「調合手間」については、単に被告 らの従業員が被告製品の製造に関与した人件費相当の費用 ということであるから、被告製品の製造販売に直接関連して追 加的に必要となった経費を要したと認めることはできない。し たがって、「調合手間」については、経費として控除すべきと はいえない。

(3)容器、ポンプ、キャップ、一本箱、添付文書、内箱、外箱に係る費用 被告らが被告製品を製造販売するに当たり、容器、ポンプ、 キャップ、一本箱、添付文書、内箱、外箱に係る費用を要した と認められ、その性質上、これらは被告らにおいて被告製品 を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加 的に必要となった経費に当たると認められる。

(4) 運賃、関税輸送費

被告らが被告製品を製造販売するに当たり、運賃、関税輸送費を要したと認められ、その性質上、これらは被告らにおいて被告製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に当たると認められる。

(5) 手間

被告らは「手間」(女性7名による作業や添付文書の差込みに関する経費)が控除されるべき経費に含まれると主張するが、「調合手間」と同様の理由により、これを経費として控除すべきとはいえない。

(6)試験費用

被告製品を研究開発する過程で支出された試験費用については、被告製品そのものについて試験をしたものとは認められないから、この費用をもって、被告製品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に当たるということはできない。他方、被告製品はUV防止効果を標榜する毛髪及び頭皮用化粧品であり、UV防止効果やSPF値・PA値を謳うためには、その効果を裏付ける試験を経ることが義務付けられているから、かかるUV防止効果等を裏付ける試験は被告製品を製造販売するために必要不可欠であり、その費用は被告製品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に当たると認められる。

本件判決は、特許法改正も踏まえ近時注目されている損害 論に関し、損害額の算定にあたり考慮すべき事情を具体的・詳 細に整理したものであり、参考になると考えられることから、紹 介いたします。

→ contentsへ戻る

重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用した液晶表示素子に関する 発明について特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

崇 史 廣瀬 Takashi Hirose

PROFILEUT 56 .

知財高裁(3部)令和2年1月30日判決(平成30年(行ケ)第10157号)裁判所ウェブサイト[液晶表示素子事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、重合性化合物含有液晶組成物及びそれを使用し た液晶表示素子に関する発明(本件発明)について、原告が 特許無効審判請求をしたところ、特許庁が新規性・進歩性の欠 如等がないと判断し請求を不成立とする審決(本件審決)をし たため、原告が知財高裁にその取り消しを求めた事案です。知 財高裁は、特許性に関する本件審決の判断に誤りがあるとして これを取り消しました。

まず、知財高裁は、甲1(国際公開第2010/084823号)に記載 の発明(甲1発明)と本件発明との関係について、本件発明は甲 1発明の下位概念として包含される関係にあると認定しました。

その上で、知財高裁は、特許発明が、先行の公知文献に記 載された発明にその下位概念として包含されるときは、当該特 許発明は、先行の公知となった文献に具体的に開示されてお らず、かつ、先行の公知文献に記載された発明と比較して顕著 な特有の効果、すなわち先行の公知文献に記載された発明に よって奏される効果とは異質の効果、又は同質の効果であるが 際立って優れた効果を奏する場合を除き、特許性を有しないも のと解するのが相当であるとの考えを示しました。

当該考えを前提とし、知財高裁は、甲1には、本件発明に該 当する態様が具体的に開示されているとは認められないとした 上で、本件発明が甲1発明と比較して顕著な特有の効果を奏 するものであるか否かについて、次のとおり検討をしました。

まず、知財高裁は、本件発明の効果として、①低い温度で 長時間放置した場合でも析出することなくネマチック状態」を維 持すること(効果(1))、②粘度が低いため、液晶表示素子とし た場合の応答速度が速く、3D表示などへの適用も可能である

こと(効果(2))、③均一かつ安定な配向制御が得られ、焼き付 きや表示ムラ等が少ないか全くないこと(効果(3))という効果を 奏するものであり、この点に本件発明の技術的意義があると理 解できるとしました。

次に、知財高裁は、甲1発明は、①広い温度範囲において 析出することがない、②高速応答に対応した低い粘度である、 ③表示不良を生じない、という効果を同時に奏する液晶組成 物であることから、本件発明と甲1発明とは、上記3つの特性を 備えた液晶組成物であるという点において共通するものであ り、本件発明に特許性が認められるためには、上記3つの特性 において、本件発明が、甲1発明と比較して顕著な特有の効果 を奏することを要するとしました。

その上で、まず、効果(1)(低温保存性の向上)については 甲1に記載の実験と本件発明の明細書の実験が、同じ配合組 成(配合成分及び配合量)の液晶組成物を試験した場合に同 様の試験結果が得られるような、共通の試験方法、試験条件に おいて実施されたものとは、にわかに考え難い等の理由から、 本件発明の明細書に記載された実施例の下限温度と、甲1に 記載された実施例及び比較例の下限温度とを単純に比較する だけで、低温保存に係る本件発明の効果が、甲1発明の効果 よりも顕著に有利なものであるとは認められないとしました。

また、効果(2)(低粘度)については、液晶組成物の粘度に ついて、本件発明が甲1発明と比較して顕著な特有の効果を 奏するものであることを認めるに足りる証拠はなく、低粘度に係 る有利な効果を奏するものとは認められないとしました。

さらに、効果(3)(焼き付きや表示ムラ等が少ないか全くない

次ページへ続く オ

¹ 液晶の状態を示すもので、より具体的には、棒状分子の配列の一定の状態を指す。

〈2020年3月号〉

Vol.39

こと)については、例えば、本件発明の明細書において対比されたのは、配合組成が甲1の実施例とは顕著に異なるものであること等から、仮に本件発明1の実施例が比較例よりも有利な結果を示したとしても、甲1の実施例に対しても同様に有利な結果を示すとは限らないこと等を理由に、本件発明の効果が顕著に有利とは認められないとしました。

以上の検討の結果、知財高裁は、本件発明は甲1発明と比較して顕著な特有の効果を奏するものではなく、特許性を有しないものと解するのが相当として、本件審決の判断には誤りがあるとました。

本件は、特許に係る発明が、先行の公知文献に記載された発明にその下位概念として包含される場合について、重要な考え方を示すものとして実務の参考になることから紹介させていただいく次第です。

商標出願に係る紛争の存在と商標法4条1項7号の適用(消極)



富田 詩織 Shiori Tomida PROFILEはこちら・

知財高裁(4部)令和2年1月29日判決(令和元年(行ケ)第10105号)裁判所ウェブサイト[Goodwear事件]

→裁判例はこちら

本件は、原告(X)が請求した商標登録無効審判について特許庁が請求不成立審決をしたのを不服として、Xが提起した審決取消訴訟です。

Xは、被告(Y)及びYと密接な関連性を有するZは、①X及びその取引先の業務を妨害し、②本件商標の商標権を譲渡することにより不正の利益を得る目的で、本件商標の登録出願をしたものであり、本件商標の出願経緯等には、適正な商道徳に反し、社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠く事情があるとして、本件商標が商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると主張しました。

これに対し、知財高裁は、原告の請求を棄却しました。

(1)業務妨害等の目的について

知財高裁は、以下の①~④の事実から、Y及びYの関連会社Zは、Zによる本件商標の登録出願時、Xとの関係で、「Goodwear」の欧文字を含む商標の商標登録出願を差し控えるべき信義則上の義務等を負っていたものとまで認めることはできないし、一方で、Z及びそのライセンシー又はYは、本件商標の商標登録後、本件商標と社会通念上同一の商標を実際に使用しているのであるから、Zによる本件商標の商標登録出願がX及びその取引先の業務を妨害する目的やXのブランドにフリーライドする目的をもって行ったものと認めることはできないと判断しました。

①XY間の取引関係

平成9年(1997年)~

XとYは、Yが、高島USAを通じて、「Goodwear」の商標が付されたティーシャツ(原告商品)を輸入し、日本国内で販売する

という取引関係にあった

平成11年(1999年)

Yが原告商品に係る商標権について調査した結果、Xが日本において「Goodwear」の商標の商標登録を有しておらず、一方で、ビーグッド社が「goodwear」又は「Good Wear」の欧文字を含むビーグッド社商標の商標権を有していることが判明⇒X及びYがそれぞれビーグッド社との間でビーグッド社商標の譲渡交渉を行うようになった

平成12年1月

Yがビーグッド社からビーグッド社商標の商標権の譲渡を受け、その移転登録が経由された後、YがYの販売する商品にビーグッド社商標を使用するようになり、XとYとの取引関係が解消された

②Xによる商標登録出願(ビーグッド社商標の譲渡交渉中)

平成11年7月2日

Xは、「GoodwearUSA」の欧文字からなる商標について商標登 録出願

平成14年3月28日付け

当該商標が商標法3条1項3号に該当することを理由に拒絶査定 平成15年4月4日

Xは、金色で縁取りをした赤色の「Goodwear」の欧文字、図形等を含む原告登録商標の商標登録を受けたが、原告商品に使用されていた「Goodwear」の欧文字からなる商標については、商標登録出願をしなかった

③本件商標の商標登録出願

平成24年3月12日

Yの関連会社Zが本件商標の商標登録出願

次ページへ続く オ

〈2020年3月号〉

Vol.39

④Yらが使用する商標

Z及びそのライセンシー又はYは、本件商標の商標登録後、本 件商標のうち、「Goodwear」の欧文字部分を黒色から赤色とした 商標をティーシャツ等に使用するようになったもので、当該商標 は本件商標と社会通念上同一の商標であると認められること

本件は事例判断ではありますが、その判断要素については、 商標法4条1項7号の適用を検討するにあたり、参考になるものと 思われますので、ご紹介いたします。

(2)不正の利益を得る目的について

知財高裁は、Yは、Xに対し、Y又はZが保有する本件商標を含 む「Goodwear」の欧文字を含む商標の商標権を120万米ドルで譲 渡する旨の提案をしたことが認められるが、一方で、以下の事実 に照らすと、A(筆者注:Yの代表取締役)がXに対し上記提案をし たことから直ちにZによる本件商標の商標登録出願が不正の利益 を得る目的をもって行ったものと認めることはできないとしました。

- ①Aの各メールの文面によれば、120万米ドルの譲渡対価はあく までもY側の希望額の提示であるにすぎないこと
- ②本件においては、Aが上記提案をした後、Xに対し、本件商標 を含む「Goodwear」の欧文字を含む商標の買取りを求める更な る要求をしたことをうかがわせる証拠はないこと
- ③Z及びそのライセンシー又はYは、本件商標の商標登録後、本 件商標と社会通念上同一の商標を実際に使用していること

本件は、「Goodwear」の欧文字などを含む複数の商標に係る 紛争が既にXとYとの間で発生していた事案であり、業務妨害等 又は不正の利益を得る目的が認定されれば、商標法4条1項7号 の適用が認められる事例です。しかし、本判決は、XとYとの間の 紛争が長期にわたっていたところ、本件商標を含む各商標の商 標登録出願の関係や、XとYとの取引関係の終了時期などを根 拠に、業務妨害目的を否定しました。また、本判決は、商標を高 額な価格で譲渡する提案から直ちに不正利得目的も認定できな いとしました。

著名な芸術家に対する著作権侵害における使用料相当額算定に係る考慮要素

杉野 文香

Ayaka Sugino

PROFILEはこちら 📀

大阪地裁(第21民事部)令和2年1月14日判決(平成30年(ワ)第7538号)裁判所ウェブサイト[ブロンズ像複製事件]

→裁判例はこちら

本件は、文化功労者及び文化勲章受章者である著名な彫刻家Aの単独相続人であるXが、美術工芸品の販売業を営むYに対し、Aの作品を複製したYの行為がAの複製権を侵害するとして、著作権法114条3項及び民法709条に基づき1億2580万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案です。なお、本件ではYが作品を安価で販売しており、得ていた利益も多額とはいえなかったことから、Xは、著作権法114条2項ではなく同条3項に基づく主張をしたものと考えられます。

裁判所は、Xの主張を一部認め、Yに対し、6290万円及び遅延損害金の支払いを命じました。以下では本件の主たる争点である損害額(使用料相当額)に関する裁判所の判断について紹介します。

裁判所は、著作権侵害における著作権法114条3項に基づく損害額の算定に関し、次のとおり判断基準を示しました(太字下線は筆者によります。)。

著作権の許諾は、…許諾を受けた者が、当該著作物をそのままの形で使用する態様が採られ、他の著作物による代替も予定されていない。また、本件のような著名な芸術家による高価な芸術作品の複製に関する許諾の場合には、大量の複製品の製造及び流通は通常予定されておらず、許諾を受けた者が制作する複製品の品質の評価が、著作者である芸術家の評価に直接影響することから、許諾に際し、慎重な選考が行われたり、複製品の製造数量が限定されたり、複製品の価格設定を著作権者が行ったり、比較的高い料率が設定されたりすることが考えられる。

そうすると、このような場合において、「その著作権…の行使に つき受けるべき金銭の額」、すなわち許諾料相当額は、<u>相手方又</u> <u>は第三者との間における当該著作権に係る許諾契約における許</u> 諾料や、その算定において用いられた事情、あるいは業界慣行 等一般的相場を基礎として、著作物の種類及び性質や、当該著作権の許諾を受けた者において想定される著作物の利用方法等を考慮し、個別具体的に合理的な許諾料の額を定めるべきである。

そのうえで、以下の事情や著作権法114条3項の趣旨を勘案 し、第三者に許諾する場合の許諾料の半額が使用料相当額であると判断しました。

具体的には、裁判所は、

▶Aの生前において、Aの作品に関する許諾料は作品ごとに販売 価格の約10~40%の範囲で合意されており、その後許諾料の 減額や販売価格の値引きはなされていなかったこと

等の事情があるものの、

- ▶Aの死後における許諾料やAの作品の販売価格及び数量に関する立証はないこと
- ▶従前の販売価格が450万円の作品について中古市場における オークションにて68万円で入札されていること

といった事情があることから当時の許諾料が使用料相当額としてそのまま妥当することは困難であると判断しました。そして、使用料相当額を減額する事情として、

- ▶Yは複製品を単価15~60万円という安価で販売しており、鋳造 及び着色業者に1体当たり15万円程度の対価を支払っていること
- ▶Yから廉価で品質の劣る複製品の購入者は、Yの販売が禁止された場合に直ちに高価な正規品を購入したであろうという関係もないこと

といった事情を挙げる一方で、本件では、Aが一定水準以下では複製も複製品の販売も認めないという事情があったことから、当該事情のもとでは「無断で複製を行った者が廉価で販売すること

次ページへ続く オ

Oh Ebashi IP Newsletter

〈2020年3月号〉

Vol.39

で、侵害者の利益に合わせて許諾料相当額の水準を大きく下落さ せることは、…著作権法114条3項の趣旨を没却することになり、相 当でない」として使用料相当額の大幅な減額を認めませんでした。 本件は著名な芸術家の著作権侵害における使用料相当額の 算定という特殊な事例ではありますが、著作権法114条3項の使用 料相当額の算定に関して考慮される事情を列挙している点で参 考になると思われますので紹介させていただきます。

周知性の消滅を否定し不正競争行為(不競法2条1項1号)該当性を 肯定した事例



大阪高裁(第8民事部)令和2年1月10日判決(令和元年(ネ)第1620号)裁判所ウェブサイト[殺菌料製剤事件控訴審]

→裁判例はこちら

本件は、被控訴人(一審原告)Xの企業グループの下で殺菌料製剤(原告旧商品)を販売していた控訴人(一審被告Y1・Y2)Yらが、Xグループから独立して以後も、原告旧商品の商品表示「PERFECT・PA/パーフェクト・ピュアーエース」(原告旧商品表示)と同じ商品表示を使用した殺菌料製剤(被告商品)を製造販売していたところ、XがYらに対し、不正競争防止法2条1項1号及び14号(現20号)の不正競争に該当するとして、被告商品の譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を請求した事案です。原審(大阪地裁平成29年(ワ)第1897号、第6434号)はXの請求を一部認容したためYが控訴したところ、控訴審は控訴を棄却し、原判決を維持しました。

ここでは、主たる争点の一つである不正競争防止法2条1項1号(他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為)に関する判断についてご紹介いたします。

本件では、Yらが平成23年9月にXグループから独立して以後、X自身は原告旧商品表示の使用を中止していましたが、これに替わる形でYらが被告商品の販売を開始していました。そこで、Yらは、原告旧商品表示が需要者の間に広く認識されていたとしても、Xが原告旧商品表示の使用を中止してから長期間が経過したことにより、原告旧商品表示の周知性は消滅したと主張しました。

この点について原判決は、大要、以下のとおり判示して、原 告旧商品表示のXないしXグループの出所表示としての周知性 はなお維持されていると判断し、控訴審もこれを是認しました。

- ▶原告旧商品及び原告旧商品表示は、XないしXグループの商品及び商品表示として高い周知性を獲得していたところ、Yらは、従前、Xグループの一員として原告旧商品の販売を行っており、グループ内での取扱会社の変更は一般に行われることであるから、そのようなYらが被告商品を販売するに当たり、それがXグループではないYらを独自の出所とする商品であると需要者に認識されるためには、その旨を明確に周知する必要があると考えられる。
- >ところが、被告商品は、その商品名において原告旧商品表示と同一の商品表示を使用しているだけでなく、商品ラベルのデザインやパンフレットの内容も原告旧商品と同一である。また、商品ラベルで製造販売元が表記される部分にはY1と明記されているが、その記載された住所はX及びZ(筆者注:Xグループ内の企業)のものと同一である。これらからすると、商品の外観及び広告上は、被告商品の商品主体がXグループでなくなったとは認識し難いものであるといえる。
- ▶Yらは、案内文書を代理店に配布して製造販売主体の変更を告知したと主張するが、特定の代理店以外への同文書の配布が明確でない上、その記載もYらがXグループから完全に独立したことが明確にされるものとはなっておらず、まして、被告商品を代理店から購入する最終ユーザーにおいて、どこまで商品主体に変更があったと認識されたのか明確でない。

商品等表示について、企業グループが出所表示としての高い周知性を獲得した場合に、当該グループからの独立後に独自の出所表示であると認められるためには、相応の周知が必要であることを示した事案として実務の参考になることから紹介させていただく次第です。

→ contentsへ戻る





∠ 執筆情報のご案内

書評掲載・増刷のお知らせ「共同研究開発契約の法務」

株式会社中央経済社出版の<u>『旬刊経理情報』(2020年2/1増大号)</u>に、重富貴光、酒匂景範、古庄俊哉が執筆しました『共同研究開発契約の法務』の書評が掲載されました。

また、ご好評をいただいており、在庫僅少となりましたので、増刷の運びとあいなりました。 これからも、多くの方にご活用いただき、業務遂行の上で一助となれば幸いです。

開発 契約 究

東富貴光・ऑ句景範・古庄俊教 (※)
Tildente Signer Eaguer Edit
Tildente Signer

法 · \$#\$ 28 · \$#\$ 28 · \$#\$

実務上問題になりやすい点を Q&Aでフォロー多彩な契約条項例・ひな型を 収録

中央経済社 ●倉幣 本年3,200円-板

本書では、共同研究開発の意義及び仕組みを紹介し、共同研究開発の進め方全般、各段階で業務を遂行する上での留意点を網羅的かつ体系的に解説しています。より具体的には、共同研究開発案件にどのように取り組むべきかについて、契約書作成のあり方のほか、裁判に発展した多数の紛争事例を取り上げて解説しています。また、随所にQ&Aを取り入れることにより、実務上の悩みにも解説しています。さらに、契約書の書式も提供することで「実務で使える」解説書に仕上げております。多くの方にご活用いただければ幸いです。

出版社株式会社中央経済社

発行年月 令和元年11月

著者 重富貴光 酒匂 景範 古庄俊哉